



Title	吐魯番出土文物研究会会報 第71号 : 特集・第5回大会
Author(s)	
Citation	吐魯番出土文物研究会会報. 1991, 71, p. 1-8
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/78882
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

吐魯番出土文物研究会会報

1991年12月1日
吐魯番出土文物研究会

第71号

特集・第5回大会

第5回を迎えた大会を本年も例年と同じように、8月に京都で開催致しました（本誌第66号、参照）。本号には、日程その他の活動記録と発表要旨を掲載しました。

※活動記録

第5回大会 期 間：1991年8月21日（水）～8月23日（金）
会 場：興正会館（京都市下京区）
参加者：片山章雄（東海大学文学部）
 白須浄眞（広島県立廿日市西高等学校）
 關尾史郎（新潟大学人文学部）
 町田隆吉（東京学芸大学附属高等学校、以上本会会員）

*なお本年は、会員のひとり荒川正晴氏（早稲田大学第二文学部・東洋文庫奨励研究員）が、「新疆維吾爾自治区における東西交通路の路線と史跡の研究」（平成3年度科学研究費補助金〈国際学術研究・共同研究〉）のスタッフとして中国に出張中だったために、大会に参加できませんでした。昨年引き続き、伊藤敏雄（大阪教育大学教育学部）、北村高（龍谷大学文学部）の両氏が日程の一部に参加されました。

※発表要旨

■片山章雄「李柏文書の基礎的観察と諸問題」

龍谷大学図書館に所蔵され、重要文化財に指定されている「李柏文書」を、3年ほど前から継続して観察してきたが、最近抱くに至った私見の一部を述べて問題を提起した。

I 文書の外見、判読可能文字

文書の大きさ、形、文字の大きさ、行の観察および筆跡から、538Bと538Aの筆者の問題をまず考えてみた。538Bの主たる筆者を β とし、538Aを同様に α とすれば、 $538B = \beta + \alpha$ （推敲者）、 $538A = \alpha$ ということになる。 β と α は、文面の作成に関して接触ないし実質的連絡関係にあったことは疑いない。次に538Bの第2行の下部については、文書の外形、行の曲がり具合から、文書右下の引き伸ばされて裂けた部分を修正・接合して判読すべきである。このことについては、「李柏文書（538B）の冒頭部分—李柏文書覚え書（1）—」と題する別稿にまとめた（本会報第65号、参照）。

II 裏文字の問題

538Bには、文書が折りたたまれたために裏文字が写っている部分がある。早く西川寧氏が漠然と指摘し、私も気付いていたが、1989年11月には、展覧中の同文書を伊藤敏雄氏と実見して確認することができた。その作業から折れ軸がほぼ判明したが、逆になぜ文書の右半分の文字、すなわち墨が早く乾く側の文字が、文書の左半分に写っているのかという疑問も生じた。これは文書の保存から廃棄、その後の状態と写った時期、別の意味では草稿としての機能の問題にも関係し、同じく裏写りのあるヘディン文書ともども、発見地・出土地のことにも及んでくる。それらの問題の組み合わせについて

は、なお検討を要すると考えられる。

Ⅲ 文書の解釈の問題

538Bと538Aに関して、これまで多くの録文が出されている。細部に及ぶと微妙な差異があるが、結局は登場人物と想定される宛先から、この草稿の背景を的確に追及するために正確な録文が要求されるといえる。いまは録文の異同を割愛し、背景に係わる点の若干を考えてみたい。まず538B、538Aの宛先をそれぞれB国王ないしその周辺の人物（国王と断定はできない）、A国王ないしその周辺の人物（同前）と考えた場合、すでに藤枝晃氏によって指摘されているように、両文書の宛先には遠近の差異が感じられる。これと使者の往来の状況を考えることが必要となろう。また、両文書に現われる「北虜」は、ルート上に勢力を及ぼしている非漢族勢力と考えられるが、具体的な民族名を示さずに受け取る側が認識できるであろうことが前提となる。さらに、「虜」の認識が先にあって後から「北」から来た勢力だったと判明したなどと考えれば、その位置をかなり北方に想定して使者がはるか遠まわりのルートをとったと考える必要はなくなる。その他、この草稿の主たる伝達目的と考えられる「消息」の問題、それを示すかのような「今」の使用法など、論点は山積しているが、それらを含めた総合的検討は後日に期したい。

■白須淨眞「唐代の折衝府の等級と西州の折衝府に関する覚書

－編纂史料と出土文書の相互補完を求めて－

（本発表については、増補改訂し、「唐代の折衝府の等級と西州の折衝府の等級に関する覚書－編纂資料と出土文書の相互補完を求めて－」と題して、本会報第67、68、69号に分載されました）

■關尾史郎「高昌田租試論－二系列の田租を論じて土地制度に及ぶ－

麹氏高昌国においていかなる税制が施行されていたのか、という問題は、単に高昌国にとどまらず、交易に多くを依存せざるをえなかったオアシス国家の財政的な基盤について考えるためにも重要な検討課題であるが、このうち田租については、『周書』高昌傳に「賦税則計田輸銀錢、無（田？）者輸麻布」とあるのを根拠として、つとに錢納と考えられてきた。また近年トゥルファンから出土した文書中に、土地を単位として銀錢が徴収されていたことを示す文書が散見されることから、田租錢納説が確認されてきている。

しかし、その一方で、田租が粟や麦、あるいは葡萄酒といった穀田や葡萄園などからの生産物で納入されていたことを明示している文書も出土している。條記文書がそれである。この文書を基礎に、さらには寺院經濟文書や官衙の租酒帳などから判断する限りでは、六世紀から七世紀の滅亡直前に至るまで田租は一貫して生産物で賦課され、原則として生産物で納入されていたとしか考えられない。田租物納説の立場である。とくに田租のみが、刺薪や錢納の丁税、遠行馬錢などと異なり、年一回の単一賦課だったことは、これが物納＝生産物徴収だったことを示唆している。

このように考えて大過ないとすれば、いずれも六世紀の「按畝入供斛斗帳」（67TAM90出土）、「計畝入斛斗簿」（67TAM365出土）、「按畝入供帳」（67TAM88出土）、「田租簿」（64TKM5出土）などは、整理小組の命名にもかかわらず、等しく田租の納入者台帳（唐代の「納歷」）と考えることができる。

いっぽうそれに対して、従来田租錢納説に決定的とも言える根拠を提供してきた「田畝（得・出）銀錢帳」と命名された二点の文書について古文書学的分析を行なってみると、いずれも付加税の納入や、屯田や官田などの租佃に関わる帳簿様式の文書であることがわかった（その詳細については、本会報第64、65号（以上、既刊）、および本号の「高昌「田畝（得・出）銀錢帳」について－『吐魯番出土文書』割記（一〇）－」、参照）。結局出土文書を根拠にして田租錢納説を積極的に提起することは不可能ということなのであり、現時点では上の『周書』高昌傳の記事が田租錢納説の唯一の

根拠ということとなるのだが、これもあくまでも「賦税」であって、田租と特定されているわけではなく、出土文書を全く無視して「正史」外国伝のこの記事のみをもって田租銭納説を主張することはもはや非科学的な態度と言わなければならないであろう。むしろ、実情を熟知していない著者（中国王朝が派遣した使者の観察か、もしくは高昌国からの使者の報告にもとづいているのであろう）をして「賦税」と一般化させてしまうほどに、国家の直接管轄下における租佃とその銭納が盛行していたと解釈することも不可能ではない。このような推測は、この地の沿革や唐代均田制のありかたとの整合性という問題に対する検討によって、はじめて検証されることになるにせよ、先行研究の到達点と大きく矛盾することはないように思われる。

（本発表については、大会当日得られた示教をふまえ、史学会大会東洋史部会（一九九一年一一月一〇日 於東京大学）において、「高昌田租試論」と題して、あらためて発表する機会があった（その要旨は、『史学雑誌』第一〇〇編第一二号、掲載予定）。ここに掲載した要旨は、この史学会における発表の要旨でもある）

■町田隆吉「麹氏高昌国時代の寺院経済文書について」

『吐魯番出土文書』（第3冊）所収のa「高昌乙酉・丙戌歳某寺條列月用斛斗帳歷」（アスターナ377号墓）は、麹氏高昌国時代末期における一寺院（仮にA寺とする）の経営の様子を具体的に示す興味深い史料である。これに類するものには、スタイン将来のb「高昌某寺條列月用斛斗帳歷」（マスペロ No.318～322）及び同じく『吐魯番出土文書』（第3冊）所収のc「高昌某寺條列糧食帳歷」（アスターナ80号墓）がある。これら3点の文書は、いずれも寺院における穀物の支出帳簿で、その形式が類似しているばかりでなく、書かれた時期もaの延壽3～4年=626～627年におおむね近い時代の文書と考えられ、aの文書の理解にあたっては、b・cの文書もあわせて考慮する必要がある。

このうちa文書については、すでに先学の研究があり、とりわけA寺の農業生産の経営規模（耕地の所有面積）については、謝重光・陳良文・陳国燦・呉震の諸氏が、a文書に見える播種量や税額、あるいは現在の吐魯番地区の小麦・糜の播種量・収穫量にもとづき推定しているが、なお明らかではない。A寺の所有する耕地の広さについては、なお詳らかにしえない面を残すが、それらの経営が自佃部分と租佃部分とからなりたっていたであろうことは疑いえない。このうち自佃部分の栽培作物でa文書よりうかがえるものは、穀物（麦・床〔・粟〕）と果樹（棗・葡萄〔但し収穫できる段階まで成長していないと推測〕）であり、これらの農業生産にかかわる労働力は、寺院常住の作人（時には使人）及び雇傭労働者（外作人・小児：播種、渠の補修・整備、床畑の除草ほか）・耕牛（寺院飼育の牛+賃貸した牛）によって編成されていたと考えられる。このほかa文書からはA寺における農業生産以外の労働内容（穀物の売買及び種々の物品の購入、節季にかかわる種々の準備や食品づくり、家畜〔犬、牛、驢〕の飼育とその使用〔或いは牛による車の牽引など〕、渠の補修、車の補修・牽引など）もうかがえるが、これらは、寺院常住の作人・使人もしくは沙弥などが担当したのではないかと推測される。

最後に、a文書から推察される寺院の経済活動と高昌社会との関係について述べてみたい。まず、A寺は通常銀錢を保有しておらず、必要に応じてその都度、穀物を銀錢に換金している。これは寺院という特殊性もさることながら、穀物支出簿上は自給自足的なありかたを保持していたことを示している。このうち穀物（麦・床・粟）の売却、すなわち種々の必需品や物資もしくは銀錢との交換という点について考えてみると、高昌社会そのもの、あるいは交通の要衝というこの地の立地条件からくる穀物消費人口の広範な存在、すなわち非生産人口の存在が前提としてうかがいあがってくる。この点こそA寺にとって穀物が重要な換金作物もしくは物々交換の際の貴重な物資たりえていた前提であると考えられる。また季節ごとに必要な労働力（播種・除草、渠・車の補修など）は、外部から補填しているが（外作人・小児）、このうち農作業にかかわる労働力についていえば、高昌社会全体をとっても

(以上)

—『吐魯番出土文書』劄記（一〇）—

-4-

者については、その「租」が上記の葡萄園に対して賦課された田租、すなわち租酒をさすことは疑いない。葡萄園の面積が耕作地や経営地ではなく保有地のそれであることがわかるのも、ほかならぬこの「租」字のゆえである。とすると、「租了」とは、当該の葡萄園に賦課された租酒が既に納入済であることを示していると考えられよう。またそれに対して「无租」とは、当該の葡萄園に対してはなんらかの理由により、おそらくは一時的に租酒の納入が免除されていたことを示しているのではないだろうか。したがってこの両者のケースでは、当該年次の収穫高はもちろんのこと、租酒額を明記する必要もなかったのは、けだし当然と言うべきだろう⁽²⁸⁾。

以上のように考えて大過ないとすれば、ふたつのパターンのうちの前者、つまり「儲」字や「得」字などとともに斛斗額が明記されているほうは、それが収穫高（葡萄酒の生産高）か税（租酒）額かはともかくとしても、「租了」でも「无租」でもないことになる。換言すれば、少なくとも田租＝租酒が賦課されており、しかもそれが未納であったということを意味する。斛斗額はおのずと今後納入されるべき税額、とりわけ租酒額ということになろう。つまりここでは「得」字は、未納分の負担額（国家の側からは、今後「得る」ことのできる額）を示しているということになる。ただし「儲」字と併記されている斛斗額と、「得」字と併記されている斛斗額の関連を、「儲」字や「得」字の意味や用法とあわせ、少し検討しておく必要がある。そこで双方の斛斗額が多少なりとも判明する事例を、当該の断片のみならずこの文書全体から求めると、以下の表のようになる。

【表：「儲」額・「得」額関連データ一覧】

No	姓 名	面 積	儲 額	得 額	出 典
1	康 崇 相	2 畝+	5 斛	1 姓 1 0 斛	(一) 4
2	不 詳		5 斛	2 姓+	(二) 3
3	□ 慶 則	2 ½ 畝	5 斛	2 姓 2 6 斛	(二) 12
4	不 詳	2 畝	8 斛	2 姓 3 0 斛	(二) 15
5	索 寺 德 嵩	2 畝	8 斛	1 姓+	(三) 2
6	□ 寺	1 ½ 畝	1 5 斛	3 ½ 姓 5 0 斛	(三) 3
7	汜 延 受		5 斛	1 姓 1 2 斛	(三) 7
8	撫 軍 寺	5 ¼ 畝	3 0 斛	1 1 姓 1 4 2 斛	(四) 1
9	□ 相 嵩	1 ½ 畝	5 斛	1 ½ 姓+	(四) 4

(表註)

「儲」額と「得」額の双方が明らかな事例のみを上げた。面積欄の空白は不詳を示す。「+」印は以下が不明であることを示しているが、得額については、姓数に続いて斛数が記されていたことは疑いない。また出典欄の漢数字は断片を、算用数字は行をそれぞれ示している。

ここで説明を要するのは、「得」額に登場する「姓」字であろう。この文字が氏姓以外の特殊な意味で用いられているのは、吐魯番出土文書中では唯一この文書だけだが、呉震氏は一〇斛から一五斛程度の容積を有する容器と解釈された⁽²⁹⁾。すなわち「儲」額と「得」額のうち後者は、容器としての姓の数と、その姓に注入されている斛斗額（正確には斛額）のふたつの方法によって示されているということになる。呉震氏が「得」額を無前提に生産高としている点は問題だが、この解釈は支持されるべきである。しかしこの「得」額は、「儲」額とも、また葡萄園の面積とも比例しない。しいて指摘するとなれば、「得」額が全ての事例において「儲」額を上回っているということ⁽³⁰⁾と、⑥や⑧など「儲」額が極端に高い数値のものは「得」額もそれに準じて高いということぐらいであろうか。また「儲」額と面積の間にも相関関係を想定することはできない。大まかなながら対応するのは「得」額中の姓の数とそのなかの葡萄酒の容量だけなのである。

ところで「得」額を生産高とする理解の問題点を考えてみよう。まず面積と「得」額の不对応から明らかなように、単位面積当たりの生産高が最高⑥の畝当三三斛強から最低①の同五斛（実際はそれ

よりも低い数値の可能性が大きい)まで実にバラバラであることが指摘できよう。もちろん栽培や醸造の技術が一定だったとは思えないので、単位面積当たりの生産高が一致しなくともおかしくはないが、これはやはり極端と表現すべきであろう。少なくともこれでは田租＝租酒の額を畝当たりの定額として設定することは困難だったに相違ない⁽³¹⁾。またこの帳簿様式の文書が官庁文書であったことは明らかだが、寺院や僧尼も含めて各戸が生産した葡萄酒の容量を把握する必要があるに担当の官衙にあったにせよ、はたしてそれを容器の数で表現する必要まであったであろうか、疑問なしとはしない。あえて葡萄酒の容量のみならず、それを注入する容器である姓の数でこの「得」額が標示されているのは、これが単なる生産高一般ではなく、なんらかの形で担当の官衙に提出されるべきその部分だったのではないだろうか。つまり容器の数まで併記されているのは、官衙では実際にこれらの数の容器＝姓に注入された形でこの葡萄酒に接した(正しくは、接することになっていた)からだったと考えたいのである⁽³²⁾。これを田租＝租酒と特定するのをなお躊躇するのは、数量があまりにも大きいことと、面積との間に対応関係が認められないことに由来している⁽³³⁾。

②の文書中にある「得」字の意味を探って、大分紙幅を費やしてしまったが、ここに上げた③の文書も②と同じように帳簿様式の文書であり、さらにまた「得」字の上に姓名と面積を記すという記載事項とその順序をも共有しているので(もちろん、面積の意味するところは大きく違うが)、「得」字とそれに直続する銀錢額や斛斗額の有する意味も基本的に等しかったものと判断してよいであろう。すなわちあえて繰り返せば、「得」字は、官衙にとって今後「得る」ことができる、あるいはその予定の斛斗額であり、また銀錢額だったのである⁽³⁴⁾。少なくとも「得」字はそのことを示していると判断できよう。

つぎは第二の問題、すなわち田土面積と銀錢額との対応関係についてである。

具体的な数値については(中)に掲載しておいた表を、またとくに田土面積については同じくその本文をあわせて参照願うとして、ここでは先ず銀錢額についてみておきたい。上の考察によって、「得」字に続けて記載されているこの銀錢額が、田土の耕作者・経営者が納入すべき負担額であることは明らかになったと思うが、その額は最低半文から最高四文半までである。しかし全三八例中、最低の半文が四例、それに次ぐ一文が一八例で、両者を合計すると半分以上の二二例にも上る(他は一文半が一例、二文が七例、三文が五例、四文が一例、四文半が二例となる)。

またこの銀錢額と田土面積との対応関係については、半文は三〇歩の者(43・45)に、四文半は一畝の者(29)に賦課されており、田土面積と銀錢額はほぼ対応するのだが、ここで重要なことは、完全には対応しないということである。すなわち田土面積と銀錢額の対応関係が判明する二三例中、六〇歩当たり一文が一四例、三〇歩当たり一文が四例、五〇歩当たり一文が二例あり、その他五三步、四五歩、三五歩当たり一文が各一例となっており、最高と最低では二倍の格差があるのである。多くの論者がこの事態を田土の肥瘠度によって説明せんとしたなかで、謝重光氏だけは六〇歩当たり一文の者に官員、僧侶、寺院、および作人などが多いことに着目し、前三者は支配階級の特権として、また作人だけはその微弱な経済的力量を配慮しての優遇措置として理解した⁽³⁵⁾。しかし楊際平氏が批判しているように⁽³⁶⁾、六〇畝当たり一文の該当者には一般の俗人と覚しき者(10・15・22・23・32・38・40・53)も少なくないし、逆に三〇畝当たり一文という高率の賦課の対象者には官員であるばかりか、王族である麴文玉(12)がいる。したがってやはり田土の肥瘠度が賦課基準になっていたと考えるべきであろう。ただしあくまでも六〇歩当たり一文(一畝当たり四文)と、三〇歩当たり一文(一畝八文)、とくに事例数から前者が基本であったのではあるまいか。なぜならばこれ以外のほとんどは、田土面積が一三五歩以上の例に集中しているからである。五〇歩当たり一文の例はいずれも一五〇歩、五三步当たり一文は二四〇歩(一畝)、そして四五歩当たり一文は一三五歩で、本来なら六〇歩当たり一文なのだが、田土面積が六〇歩の二倍を超過したがゆえに、累進的に賦課率が高くなったケースと判断できよう(ただし、賦課率が田土面積に忠実に比例しているわけではない)。

ところで麴氏高昌国時代、穀田が主としてその肥瘠度によって上下ふたつの種類に分けられていたことは、既に多くの論者によって説かれているとおりである⁽³⁷⁾。厚田（常田）と薄田がそれで、一般の民田の場合、田土を対象として賦課される徭役から判断すると、薄田は厚田の半額かそれ以下の価値しか公的には賦与されていなかった。この②の文書にみえている田土は民田ではないが、官田や屯田のような田土にも、肥瘠度から上下ふたつに分類されていたと考えてよいのではないだろうか。

ただし民田の場合、薄田の徭役が厚田のそれに換算されていることから明らかなように、あくまでも穀田の主体は厚田であって、薄田は比較的新しく開発された盆地の縁辺部などにのみ存在していたと考えることができるが⁽³⁸⁾、②に登載されている事例から判断する限りでは、官田・屯田には六〇歩当たり一文の、肥瘠度の低い田土のほうが、より多かったということになる。また肥瘠度が、その田土の耕作者もしくは経営者の地位や身分とは無関係だったという点は、述べたとおりである。

【お わ り に】

以上、本稿では麴氏高昌国時代、田租が錢納であったとする理解に根拠を提供してきた二点の「田畝銀錢帳」は、田租の納入に関わる文書であるという明証を欠いていることを確認した上で、むしろともに田租以外の負担に関わる文書と考えるべきことを論じた。すなわち田租物納説をあらためて主張することにひとつの大きな意図があったわけだが、そのためにはなお、高昌傳の信憑性についての検討や、田租の賦課や納入に関する具体的な手続きを示す文書の確定とその分析が不可欠の作業となろう。いずれも近い将来に期したい⁽³⁹⁾。

【註】

- (22) 『文書』Ⅲ、三九頁解説、参照。ただし侯燦氏は未見とのことで、釈文は公表されていない（「墓誌録」、五六五頁）。
- (23) 当該の文書の詳細については、王素「吐魯番所出高昌取銀錢作孤易券試釈」（『文物』一九九〇年第九期）、参照。
- (24) 第二断片の縫背に見える縫署には「延明」、「延憲」とあるという（『文書』Ⅲ、五〇頁題解、参照）。六二〇年代のことだが、汜延明、辛延憲なる官員の存在が確認されている（「條記文書」〈二〉、第二章第一節、参照）。ふたりとも參軍である点が難点だが、縫署者と同一人だった可能性もありえよう。このことも、この帳簿様式の文書の作成年代に手がかりを与えよう。
- (25) 残念ながら、第四断片には寺院名＋僧名の事例はないが、第一断片に「康寺僧幼」、また第三断片には「索寺德嵩」、「麴寺尼願崇」、および「白寺真浄」といった事例がみえている。また僧尼と断定できる事例もないが、僧尼の場合は「法貞師」（第一断片）や「顯真師」（第三断片）などのように、「師」字を付すのが一般的だったようである。
- (26) なお第一、第二の両断片中には、「得」字の箇所に「有」字を用いている事例もある。この場合いずれも斛斗額が少量で、後述する姓数によると一姓に満たないものばかりだが、そのような場合でも、第三、第四の両断片では、主簿尸羅の事例のように「得」字が用いられているので、両字の使い分けについては、なお保留しておきたい。
- (27) ただし本文に上げた第四断片の第二行目のように、「无桃（萄）」、すなわち葡萄園を保有していない事例が全部で二件ある。これはかつて保有していたが、この文書作成の時点ではさまざまな事情により既に手放していたことを物語っていると理解できよう。
- (28) 「无租」の場合はともかくとしても、「租了」のほうはその納入された租酒額を記すことは少なくとも可能だったはずである。しかし記載が省かれているのは、この文書の帳簿としての性格や機能を考える場合、有力な手がかりを与えてくれよう。
- (29) 呉震「吐魯番出土“租酒帳”中“姓”字名実辨」（『文物』一九八八年第三期）。なおこれについては、本誌第一二号の紹介記事をも参照。

- (30) ただし第三断片には、「(前略)毛保謙萄貳畝半、儲酒口匱、无酒(後略)」という事例がある。すなわち「得」額がゼロで、「儲」額が上回っているのだが、一例だけなので、例外として処理しておきたい。
- (31) 「儲」額を欠いていて「得」額のみしかない事例も含めて考えれば、第四断片の第三行目にみえている主簿戸羅のように一畝半で四斛半、すなわち畝当三斛という例もあり、最高額(三三斛強)の一割未満となってしまう。
- (32) 呉震氏は、高昌故城のほぼ中央に位置している、いわゆる可汗堡の内部から一九五九年に出土した陶缸こそ、このような姓の実例としている。出土地点には、陶缸を安置するための土坑が並んでいたという(呉、前掲「吐魯番出土“租酒帳”中“姓”字名実辨」)。出土地の問題も含めてなお検討すべき点が少なくないが、これが呉震氏の言うように、姓だったとすると、この地は高昌国時代には官衙の貯蔵庫であったとも考えられ、姓は官衙の貯蔵庫で使用される容器だった可能性が強まり、私見はこの面からも補強されよう。
- (33) たしかに租酒も含めて田租については、賦課年次と納入年月日が一致しないケースが少なくない(「條記文書」〈二〉、第二章第一節、参照)。したがって原則として賦課年次の範囲内での納入が義務づけられていたとすれば、年次があらたまると同時にそれが滞納として処理され、加算されていった可能性は十分に考えられるところである。とすれば、租酒が畝当たりの定額であっても、「得」額と面積の間に対応関係が認められないことも、「得」額自体が大きいくともけっして不自然ではないかもしれない。
- また「儲」額とこの「得」額の関係も今後の課題とせざるをえない。「儲」字は「貯備」の意味であることは疑いないが、その主体が官衙なのか、あるいはここに登場する葡萄園の保有者なのか、残念ながらなんとも判断できない、というのが現状である。
- (34) 文書の形態の点でも、両者はきわめて類似している。したがって②と同じように「動く文書」だった可能性が高いが、残念ながら現時点では断定できる材料を欠いている。
- (35) 謝重光「麹氏高昌賦役制度考辨」(『北京師範大学学報』一九八九年第一期)。
- (36) 楊際平「麹氏高昌賦役制度管見」(『中国社会経済史研究』一九八九年第二期)。
- (37) 代表的なものとしては、池田温「中國古代買田・買園券の一考察—大谷文書三點の紹介を中心として—」(『西嶋定生博士還暦記念 東アジア史における國家と農民』山川出版社、一九八四年)がある。
- (38) 關尾「高昌国における田土をめぐる覚書—『吐魯番出土文書』割記(三)—」(『中国水利史研究』第一四号、一九八四年)、参照。
- (39) とりあえずこの問題についての見通しだけは、本号に掲載の要旨に示しておいた。

■お詫びと補正■

本誌第65号に掲載した片山章雄「李柏文書(538B)の冒頭部分—李柏文書覚え書(1)—」に以下のような誤りと脱落がありました。ここにお詫びして補正致します。

2頁最終行: 考えらよう。⇒(正) 考えられよう。

3頁註(3)第5行: 『読書会集帖』⇒(正) 『談書会集帖』

同上 第9行: 河出書房、1954年10月⇒(補) 河出書房、1954年10月、再録あり

事務局(連絡先) 〒182 東京都調布市国領町5-19-14

荒川正晴方

TEL 0424(81)4633

吐魯番出土文物研究会(The Research Society for Turfan Relics)